

件名	愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	

**【改正の概要】**

地方自治法第252条の17の2第1項に基づく新たな権限移譲に伴う改正

○食品衛生法又は健康増進法の規定に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する事務を移譲

- ①食品関連事業者による販売食品等の自主回収の着手の報告の受理（第22条第1項）
- ②自主回収の措置に関する指導その他の必要な指示（第22条第2項）
- ③食品関連事業者による販売食品等の自主回収の終了の報告の受理（第22条第3項）
- ④関係行政機関の長に対する自主回収の報告に係る情報の提供（第23条）
- ⑤人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報（危害情報）を入手した旨の申出の受理（第25条第1項）
- ⑥危害情報の申出に係る調査、申出の内容に係る必要な措置又は他の行政機関の長への通知（第25条第2項）

○移譲先 松山市（保健所を設置する市）

施行日 平成21年10月1日

**【その他参考事項】**

**1 自主回収報告制度の流れ**



**2 自主回収の理由として想定される法律**

法 律	報 告 先	
食品衛生法	事業所等の所在地を管轄する保健所	今回の権限移譲分
健康増進法		
農薬取締法	事業所等の所在地を管轄する地方局	※松山市管内について、 松山市保健所へ報告
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律		
不当景品類及び不当表示防止法		
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	事業所等の所在地を管轄する家畜保健衛生所	
薬事法		
計量法	計量検定所	

**3 食の安全安心推進条例制定都道府県** 22 都道府県（平成21年4月1日現在）  
 うち、自主回収報告制度 8 都府県  
 危害情報申出制度 12 道府県